

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

まだまだ残暑が厳しいですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

現代社会においてインターネットは多くの人々にとってもはや日常生活に欠かせない生活ツールとなっていますが、インターネットの発展に伴ってその利用にかかる新たなトラブルも多く発生しており、法律相談を受ける機会が多くなってきました。そこで、今回は、こうしたトラブルのうち、ネット掲示板での名誉毀損発言について検討したいと思います。

平成23年8月

弁護士 政 次 秀 夫

事務局 川端広美・井上はるみ

インターネット上の名誉棄損

(問1) ネット掲示板で、私のことが名指しで誹謗中傷されています。この発言を削除することはできないでしょうか。

(答え) 発言に関する直接的な削除権限者は当該掲示板の管理者ですので、管理者にあてて発言の削除を依頼できます。依頼は、メールないし郵便で行うことになります。削除依頼があれば、管理者は発言を削除するのが通常です。

また、当該掲示板のサーバを管理しているプロバイダに対して、直接削除を求める方法も考えられます。

また、名誉毀損の程度が激しい場合には、法務省の人権擁護機関を通じて削除依頼をすることもできます。

さらに、管理者が全く削除依頼に応じないときには、裁判所に対し、書き込みの削除を求める仮処分を申し立てるという方法もあります。

(右上へ)

(問2) この発言をした人に対し損害賠償を請求したいと考えていますが、発言者を突き止めることはできますか。

(答え) 掲示板に書き込んだ本人を突き止めるには、通常はまず掲示板の管理者に当該書き込みの発信者情報(IPアドレス、送信時刻など)の開示を求め、さらにアクセスプロバイダに当該IPアドレスを当該時刻に利用した契約者の開示を求めることとなります(プロバイダ責任制限法4条)。

また、名誉毀損行為や侮辱行為は犯罪になりますので(刑法230条、231条)、特に悪質な場合は、警察に通報することで、警察が捜査し、発信者を特定できる場合があります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告④)